

# 公衆 WiFi 利用規約

大分ケーブルテレコム株式会社

平成 29 年 8 月 16 日

## 第1条（規約の適用）

当社は、この公衆 WiFi 利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、株式会社ジュピターテレコムが別に定める販売契約約款（以下「販売契約約款」といいます。）に基づく商品の購入者に本規約第3条に定義する公衆 WiFi を提供します。

## 第2条（規約の変更）

当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、提供条件は、変更後の規約によります。

## 第3条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置されるサーバなどの交換設備、これらの付属設備並びに移動無線装置
4 公衆 WiFi 網	電気通信回線設備のうち、移動無線装置と無線基地局設備の間が無線であるもので、且つ、広く契約者が主としてデータ通信の用に供することを目的として整備された設備の集合
5 提携事業者	公衆 WiFi 網を使用して提供する電気通信サービスを当社に提供する事業者であって、当社が別に定める事業者
6 公衆 WiFi	提携事業者の提供する公衆 WiFi 網を使用して当社が行う電気通信サービスであって、提携事業者が無線基地局設備と契約者の移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供するもの
7 公衆 WiFi 契約	公衆 WiFi の提供契約
8 公衆 WiFi 取扱所	(1) 公衆 WiFi に関する業務を行う当社の事業所 (2) 提携事業者の委託により公衆 WiFi に関する契約事務を行う者の事業所
9 契約者	当社と公衆 WiFi 契約を締結している者

10 無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、または受けるための電気通信設備
11 契約者回線	公衆 WiFi 契約に基づいて、当社の無線基地局設備と移動無線装置との間に設定される電気通信回線
12 営業区域	当社が設置する無線基地局設備から電波の届く範囲
13 移動無線装置	提携事業者の無線基地局設備と通信する機能を有し、営業区域において使用されるアンテナおよび無線送受信装置であり、公衆 WiFi 契約に基づいて使用されるもの
14 ローミング	第 23 条（ローミングの利用等）の規定により利用者が利用することができる別に定める電気通信事業者が提供する電気通信サービス
15 利用者	公衆 WiFi を利用する者（契約者を含みます。）
16 利用者識別符号	事業者が利用者を識別するために付与する英字および数字の組合せ
17 利用者暗証符号	利用者が設定する利用者を識別するための英字および数字の組合せ
18 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

#### 第 4 条（営業区域）

当社が提供する公衆 WiFi の営業区域は、別に定めるところによります。利用可能エリアにつきましては、提携事業者ホームページの「ご利用可能エリア」に掲載します。

2 当社または提携事業者は、前項に定める営業区域を変更することがあります。

#### 第 5 条（契約の単位）

当社は、1 の利用者識別符号ごとに 1 の公衆 WiFi 契約を締結します。この場合、契約者は 1 の契約につき 1 人に限ります。

#### 第 6 条（契約の申込方法）

当社は、販売契約約款に基づく売買契約の購入の申込みがなされた時点をもって、公衆 WiFi 契約の締結の申込みがなされたものとみなし、当社はこれを承諾するものとします。

2 販売契約約款に基づく売買契約が成立し、その効力が有効に存続する者にのみ、公衆 WiFi 契約に基づく公衆 WiFi の提供を行います。

#### **第 8 条（契約申込みの承諾）**

当社は、公衆 WiFi 契約の申込みがあったときは、販売契約約款に基づく売買契約が成立したことをもって承諾します。

#### **第 7 条（契約の成立、契約締結後書面の交付等）**

販売契約約款に基づく売買契約の成立日を公衆 WiFi 契約が成立した日（以下、「契約成立日」といいます。）とします。

- 2 当社は契約成立日以降、法令の定めに基づき、契約内容を記載した書面（以下、「契約締結後書面」といいます。）を契約者に交付します。
- 3 契約締結後書面は次の方法により交付します。なお、申込者はいずれかの方法を契約申込み時に選択するものとします。
  - (1) 電磁的方法による交付
  - (2) 紙面による交付

#### **第 8 条（初期契約解除等）**

申込者は、契約締結後書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、法令の定めに基づき、文書により契約の解除を行うことができます。

- 2 前項の規定による契約の解除は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。
- 3 第 1 項の規定に基づき契約の解除を行う場合、申込者は手続きに要した全ての費用を負担するものとします。
- 4 前 3 項の規定の他、申込者は、契約成立日以前に当社に対して申し出を行い、当該申し出が当社に到達することを条件として、当該契約の申込みを撤回することができます。この場合、当社は申込者に対し、いかなる費用の負担も求めません。

#### **第 9 条（権利の譲渡）**

契約者が公衆 WiFi 契約に基づく公衆 WiFi の提供を受ける権利は、譲渡することはできません。

#### **第 10 条（契約者が行う契約の解除）**

契約者は、公衆 WiFi 契約を解除しようとするときは、あらかじめ当社に当社所定の方法により通知していただきます。

#### **第 11 条（当社が行う契約の解除）**

当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。

- (1) 第 13 条（利用停止）の規定により公衆 WiFi の利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき
  - (2) 契約者が、公衆 WiFi 契約に定める義務の履行を怠り、かかる不履行の程度が著しく、当事者間の信義に反するものと認められるとき
- 2 当社は、前項の規定により契約を解除しようとするときには、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### 第 12 条（利用中止）

当社は、次の場合には、公衆 WiFi の利用を中止することがあります。

- (1) 当社または提携事業者の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき
  - (2) 第 15 条（通信利用の制限）の規定により、通信の利用を中止するとき
  - (3) 提携事業者が設置する電気通信設備の障害が生じたとき
- 2 当社は、前項の規定により公衆 WiFi の利用を中止するときは、あらかじめその旨を契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第 13 条（利用停止）

当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合には、公衆 WiFi の利用を停止することがあります。

- (1) 契約の申込時に虚偽の事項を通知したことが判明したとき
  - (2) 第 22 条（契約者の義務）の規定に違反したとき
- 2 当社は、前項の規定により公衆 WiFi の利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第 14 条（通信）

公衆 WiFi は、IEEE802.11a、IEEE802.11b、IEEE802.11g、IEEE802.11n、または IEEE802.11ac の技術基準に適合している移動無線装置であって、その技術基準に該当する日本国内の技術基準適合の表示が付された移動無線装置を無線基地局設備（公衆 WiFi を利用するために設置された設備に限る。）に接続して通信を行うことができます。また、日本国内の技術基準適合の表示が付されていない移動無線装置であっても、本邦に入国する者が自ら持ち込む移動無線装置（その技術基準に適合しているものに限る。）であって、当該者の入国の日から同日以後 90 日を経過する日までの間に限り使用する場合には、提携事業者の無線基地局設備に接続して通信を行うことができます。ただし、当社はその技術基準に規定する符号伝送速度を保障するものではありません。

## 第 15 条（通信利用の制限）

当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、提携事業者と連携のうえ、次に掲げる機関に係る契約者回線（当社がこれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

(1) 気象機関、(2) 水防機関、(3) 消防機関、(4) 災害救助機関、(5) 警察機関（海上保安庁を含みます。以下同じとします。）、(6) 防衛機関、(7) 輸送の確保に直接関係がある機関、(8) 通信の確保に直接関係がある機関、(9) 電力の供給の確保に直接関係がある機関、(10) ガスの供給の確保に直接関係がある機関、(11) 水道の供給の確保に直接関係がある機関、(12) 選挙管理機関、(13) 当社が別途指定する基準に該当する新聞社、放送事業者および通信社の機関、(14) 預貯金業務を行う金融機関および(15) 国または地方公共団体の機関

2 通信がふくそうしたときは、通信を行うことができないことがあります。

3 当社は、利用者が無線基地局設備に接続した場合において、一定時間通信を行わないときには、提携事業者と連携のうえ、その接続を切断します。

4 当社は、提携事業者と連携のうえ、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との通信を制限することがあります。

## 第 16 条（契約者回線による制約）

契約者は契約者回線が使用することができない環境下においては、公衆 WiFi を利用することはできません。

2 公衆 WiFi においては、前項に規定するほか、次に掲げる理由により、その契約者回線による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態または公衆 WiFi が全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下「無線特性に起因する事象」といいます。）となることがあります。

(1) 契約者回線に係る回線距離および無線基地局設備の設備状況

(2) 他の電気通信サービスに係る電気通信回線設備からの信号漏洩による電波障害および電波干渉等

(3) 電気製品や特殊医療機器等からの電磁波等の発生による電波障害および電波干渉等

- (4) 遮蔽物による電波障害
  - (5) 契約者回線に接続される移動無線装置の故障
- 3 提携事業者は、技術上のやむを得ない理由等により、事前の通知なく、無線基地局設備の点検または全部若しくは一部を移設、増設若しくは減設（以下「移設等」といいます。）することがあります。この場合、営業区域であっても通信を行うことができなくなる場合があります。
- 4 当社は、前項の規定により移設等を行うときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### **第 17 条（料金）**

- 当社が提供する公衆 WiFi の料金は、無料とします。
- 2 その他、手続きに関する料金につき、実費を請求する場合があります。

#### **第 18 条（債権譲渡）**

契約者は、当社が第三者に、当社が有する契約者の料金その他の債務についての債権を譲渡することがあることを予め承諾していただきます。

#### **第 19 条（契約者の切分責任）**

- 契約者は、公衆 WiFi を利用することができなくなったときは、その契約者回線に係る自ら所有する移動無線装置に故障のないことを確認のうえ、当社に調査の請求をしていただきます。
- 2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、提携事業者と連携のうえ、当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社および提携事業者は前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社および提携事業者の係員を派遣した結果、故障の原因が当該契約にかかる移動無線装置等によるものであったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

#### **第 20 条（損害賠償）**

当社は、利用者に対し、公衆無線 LAN サービスに起因または関連して発生した直接的または間接的損害の全てについて、いかなる責任も負わないものとします。ただし、当社の故意又は重過失による場合はこの限りではありません。

#### **第 21 条（設備の設定の一部変更）**

当社および提携事業者は、第 12 条（利用中止）および第 16 条（契約者回線による制約）に規定する場合のほか、公衆 WiFi に係る電気通信設備について、当社および提携事業者の都合により、その設備の設定を一部変更することがあります。

- 2 前項の場合において、公衆 WiFi に係る電気通信設備の設定を一部変更するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 3 当社は、本条に基づく公衆 WiFi に係る電気通信設備の設定の一部変更により、契約者または第三者が被ったいかなる損害についても責任を負わないものとします。

## 第 22 条（契約者の義務）

契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 提携事業者が設置した電気通信回線設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは棄損し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと
- (2) 犯罪や違法行為、それに結びつくおそれのある情報などを掲載し、または他者に掲載等をさせることを助長する行為
- (3) 当社を含む他者の権利、知的財産権（特許権、実用新案、商標権、著作権等）その他の権利を侵害する行為、そのおそれのある行為、または当該行為に該当すると当社が判断した行為
- (4) 当社を含む他者を誹謗中傷する行為等、または当社を含む第三者に不利益を与える行為、他者への不当な差別し、もしくは差別を助長し、その名誉もしくは信用を毀損する行為
- (5) 当社の信用を毀損する行為、または毀損する恐れのある行為
- (6) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (7) 詐欺、児童買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結び付く、または結び付くおそれの高い行為
- (8) 猥褻、児童虐待もしくは児童ポルノ等、児童および青少年に悪影響を及ぼす画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示させる行為、これらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示もしくは文書を記載、掲載する行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）もしくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (10) 当社を含む他者の設備（電気通信設備およびコンピューター等）に蓄積された情報（ソフトウェアを含む）を不正に書き換え、消去、破壊、および不正にアクセスする行為、またはこれらを助長する行為
- (11) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- (12) ウイルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信または掲載する行為、およびコンピュータープログラムを不正に利用することで他の利用者のセキュリティを脅かす行為



- (13) 当社を含む他者のデータ転送を第三者の許可無く覗き見るような行為およびそれを行うツールの使用や配布
  - (14) ネットワーク調査ツールの使用や配布
  - (15) 当社および他サービスプロバイダーのサーバー運営の妨害に繋がる行為
  - (16) 無断で他者に広告、宣伝、もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
  - (17) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
  - (18) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する等の行為
  - (19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する行為もしくは助長する目的でリンクを張る行為
  - (20) 当社もしくは他者の電気通信設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為またはそのおそれのある行為
  - (21) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
  - (22) 違法行為（けん銃等の譲渡、鉄砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為
  - (23) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
  - (24) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
  - (25) 前 24 号のいずれかに該当するコンテンツ等へのアクセスを助長する行為
  - (26) 本規約に違反する行為
  - (27) 販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
  - (28) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為
- 2 契約者は、当社、提携事業者または当社が委託する者が実施する公衆 WiFi に関する調査に協力するものとします。
  - 3 契約者は、当社および提携事業者が設置する電気通信設備を善良な管理者の注意義務をもって保管し、当社の業務に支障が生じる変更、毀損等を生ぜしめないものとします。
  - 4 公衆 WiFi を利用するに当たって、データの保護、暗号化等の措置は、契約者の責任で行

うものとし、当社は責任を負いません。

### 第 23 条（ローミングの利用等）

利用者は、当社が別に定める方法によりローミングを利用することができます。

- 2 ローミングに係る営業区域は、提携事業者のホームページに定めるところによります。  
ただし、ローミングに係る営業区域内であっても、一部の区域または電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
- 3 ローミングの利用については、そのローミングに係る電気通信事業者の利用規約等の規定に準じて制限されることがあります。

### 第 24 条（契約者情報の利用）

当社は、公衆 WiFi の提供に関連して知り得た契約者の個人情報を、当社が別途掲示するプライバシーポリシーおよび本規約の規定に基づいて、適切に取扱うものとします。

- 2 当社は、契約者の個人情報を次に掲げる目的のために利用するものとします。
  - (1) 契約の申込み、契約の締結等公衆 WiFi の提供に関する業務の遂行のため
  - (2) 当社または当社の提携先に関する広告、宣伝その他情報提供の目的で電子メール等を送付するため。
  - (3) サービスレベルの維持・向上において、個人情報を集計および分析等を行なうため。
  - (4) 個人情報の利用に関する同意を求める目的で契約者に電子メール等を送付するため。
  - (5) 上記(1)～(5)のほか、契約者から同意を得た場合において、その範囲内で利用するため。
- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあつては、当社が契約者の個人情報を利用することがあります。
  - (1) 法令に基づく場合。
  - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 4 当社は、本条第 2 項に規定する利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部または一部を業務委託先に委託することができるものとします。
- 5 当社は、次に掲げる場合を除き、第三者に個人情報を提供しないものとします。
  - (1) 予め契約者本人の同意を得た場合。
  - (2) 合併、会社分割、事業譲渡その他の事由による事業の承継に伴って個人情報を提供

する場合であって、本条第 2 項、第 3 項に規定する利用目的の範囲内で当該個人情報を取扱う場合。

(3) 本条第 3 項に規定する事項に該当する場合。

#### **第 25 条 (合意管轄)**

契約者と当社との間における一切の調停、訴訟その他の紛争については、当社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第 26 条 (準拠法)**

本規約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

## 附則

(実施時期)

本規約は平成 29 年 8 月 16 日から実施します。